

補欠選挙に伴う在外選挙の実施について(平成26年4月)

衆議院議員補欠選挙(鹿児島県第2区)

在フィリピン日本国大使館

1 補欠選挙の対象選挙区

●衆議院鹿児島県第2区:鹿児島市(魚見町, 卸本町, 小原町, 上福元町, 錦江台一・二・三丁目, 希望ヶ丘町, 喜入瀬々串町, 喜入中名町, 喜入生見町, 喜入前之浜町, 喜入町, 喜入一倉町, 五ヶ別府町, 小松原一・二丁目, 皇徳寺台一・二・三・四・五丁目, 桜ヶ丘一・二・三・四・五・六丁目, 坂之上一・二・三・四・五・六・七・八丁目, 下福元町, 自由ヶ丘一・二丁目, 慈眼寺町, 清和一・二丁目, 谷山港一・二・三丁目, 谷山中央一・二・三・四・五・六・七・八丁目, 中山町, 中山一・二丁目, 東開町, 南栄一・二・三・四・五・六丁目, 七ツ島一・二丁目, 西谷山一・二丁目, 東谷山一・二・三・四・五・六・七丁目, 光山一・二丁目, 平川町, 星ヶ峯一・二・三・四・五・六丁目, 山田町, 和田一・二・三丁目), 指宿市, 奄美市, 南九州市(旧額娃町域), 大島郡

2 投票することができる方

●上記1の選挙管理委員会名が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

3 在外選挙の日程

- 告 示 日 : 平成26年4月15日(火)
- 在外公館投票日 : 平成26年4月16日(水) ※
- 日本国内の投票日 : 平成26年4月27日(日)

※ご注意

当館, セブ及びダバオの出張駐在官事務所では, 「在外公館投票」は実施しませんので, ご注意ください。

このため, 今次補欠選挙については, 「郵便等投票」か「日本国内における投票」の方法をもって投票することとなります(他国の日本大使館等で在外公館投票を実施しているところでは, 「在外公館投票」はできます。)

「郵便等投票」を行う方につきましては, 時間がかかりますので, 速やかに登録先の選挙管理委員会へ投票用紙等を直接ご請求ください。

4 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。投票方法を知るには以下のアドレスからご確認ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

「在外公館投票」

投票日時: 4月16日(火)午前9時30分から午後5時まで

投票場所: 在外公館投票を実施する日本大使館・総領事館及び出張駐在官事務所など

※当館, セブ及びダバオの出張駐在官事務所では, 「在外公館投票」は実施しませんので, ご注意ください。

持参すべき書類: (1) 在外選挙人証 (2) 旅券等の身分証明書

在外公館投票実施公館: 以下のアドレスからご確認ください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page3_000718.html#section1

「郵便等投票」

(1) 上記1に記載されている市区町村のうち, ご自身が登録している市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して, 直接, 投票用紙等を請求してください。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。以下のアドレスからダウンロードしてください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

(2) 投票用紙が送られてきたら, 補欠選挙の告示日の翌日(4月16日)以降に, 投票用紙に投票する候補者名を記入して, 上記選挙管理委員会の委員長へ郵送(国際宅配便送付)してください。

(3) 国内投票日の4月27日(日)の投票所が閉じられる時刻(原則午後8時)までに, 投票所に到着するよう, 登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので, 注意してください。

「日本国内における投票」

在外選挙期間中に一時帰国する場合や, 帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間(転入届提出後3か月間)は, 登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で, 在外選挙人証を提示して投票することができます。詳しくは, 登録先の各市町村選挙管理委員会にお尋ねください。